

「G マークは一流運送会社の証（あかし）」

行政書士 杉下法務事務所

(運行管理者資格者証 番号関千貨物第 9848 号)

貨物自動車運送事業<安全性評価事業>の目的・概要

これからの貨物運送事業は、今まで以上に“安全性”の視点から優良な事業者が選ばれる時代です。

そこで、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関、(社)全日本トラック協会（以下「全国実施機関」という。）では平成 15 年 7 月から利用者が、より安全性の高い事業者を選びやすくするための環境整備をはかるため、事業者の安全性を正当に評価し、認定し公表する「安全性優良事業所（G マーク）」認定制度をスタートさせました。

「安全性優良事業所（G マーク）」認定制度の特徴とその効果

- 1) 背景とその特徴： 21 世紀の運輸事業発展のキーワードは、①個人向け(宅急便・引越など)、②安全、
③環境とされています。

厳正な審査において高評価を得た事業所にのみ「安全性優良事業所」認定のシンボルマーク(G マーク)は与えられます。 G マークは“安全性”の証です。

2) 効果： 既に「安全性優良事業所」認定を取得した事業者へのアンケートの結果によると以下の具体的な効果が期待できる。

- ①従業員の安全意識の向上
- ②同業他社との差別化、競争優位性の確保
- ③荷主を含む社会的評価の向上

貨物運送事業にとって「安全性」は、最重要事項です。これは事業主や従業員のみならず、お客様（荷主）を含む社会全体にとっても同じです。事業主や従業員が努力し、専門機関から「安全性」において優良企業として評価され、社会で認知されること。それは、一流の貨物運送事業者として誇りであり、企業としての無形の財産です。

3) 本音の話（行政書士のひとりごと）

「G マーク」は簡単に取れるの？

貨物自動車運送事業者の皆様は事業を開始するにあたって、国土交通大臣の「許可」を取得されています。「許可」を得るにあたっては、守らなければならない様々な条件があります。罰則のある義務化された条件から努力目標までいろいろあります。これらの条件を全て実行する体制を作り、実行し、実行している証拠を残すようにすれば、「G マーク」は取れます。

新しく何かをしなければならないというようなものではありません。貨物自動車運送事業を行うにあたって、「やらなければならないこと」「やったほうが良いこと」を**確実にやる仕組みを作る**というだけです。言葉で言うと簡単ですが、忙しい日常業務の中でやってゆくとすると、なかなかこれは大変です。貨物自動車運送事業のこと、同《安全性評価事業/安全性優良事業所（G-マーク）認定制度》のことをよく知ったコンサルタントと一緒に計画的に一步ずつ進めてゆく方法が現実的だと思います。